

# 台東区国土強靱化地域計画

令和6年3月

台東区

## はじめに

我が国では、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、そして令和 6 年能登半島地震などの地震災害のほか、毎年のように発生する台風や豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われてきました。

本区の歴史を振り返ってみても、大正 12 年（1923 年）に発生した「関東大震災」をはじめ、江戸時代でもたびたび大規模な地震が発生しており、なかでも「安政江戸地震」（安政 2 年（1855 年））では数えきれないほどの家屋や土蔵が崩れ、更には地震による火災が江戸市中で発生し、多くの犠牲者を出したと言われていいます。

水害では明治 43 年（1910 年）に完成した荒川放水路により河川の氾濫は少なくなりましたが、昭和 33 年（1958 年）の狩野川台風では、区内の広い範囲で浸水の被害を受けました。

近年、本区では、多数の死者を伴う災害には見舞われていないものの、このような大規模自然災害の歴史を顧みると、災害が発生するたびに長い時間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しであったといえます。

この繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、国は、平成 25 年 10 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定しました。

本区においても、切迫する首都直下地震や気候変動により激甚化、頻発化する台風や豪雨災害が危惧されていることから、これまで以上に強靱なまちづくりや体制の構築を推し進めていくため、令和 3 年 3 月に「台東区国土強靱化地域計画」を策定しました。本計画は、国土強靱化に関する施策や取組みを総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けられています。そのため、令和 5 年 3 月に修正した、区政運営の長期的指針である台東区長期総合計画との整合・調整を図るとともに、各施策の進捗状況や、起きてはならない最悪の事態の回避が可能であるか等の検証を踏まえ修正を行いました。

先人達のたゆまぬ努力の積み上げにより発展してきた台東区を、いかなる大規模自然災害が発生しても機能不全に陥ることのない、安全で安心なまちを目指し、全力で取り組んでまいります。

令和 6 年 3 月

台東区長 服部 征夫

## 目次

1	計画策定の趣旨 .....	1
2	近年の災害.....	2
	(1)地震.....	2
	(2)風水害.....	2
3	区の地域特性.....	3
4	地域計画の位置づけ .....	6
5	基本的な進め方.....	7
	(1)想定するリスク .....	7
	(2)策定方法.....	7
	(3)分野別の設定.....	8
6	強靱化の基本的な考え方.....	8
	(1)基本目標.....	8
	(2)事前に備えるべき目標 .....	9
	(3)起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定.....	10
	(4)区で取り組む施策 .....	12
	(5)脆弱性の分析・評価 .....	12
	(6)計画の推進 .....	12
	(7)関連するSDGsの項目 .....	13
7	強靱化推進事業の進捗状況の検証.....	13
	1)事前に備えるべき目標 1 .....	14
	(2)事前に備えるべき目標 2 .....	16
	(3)事前に備えるべき目標 3 .....	17
	(4)事前に備えるべき目標 4 .....	17
	(5)事前に備えるべき目標 5 .....	18
	(6)事前に備えるべき目標 6 .....	19
	(7)事前に備えるべき目標 7 .....	20

(8)事前に備えるべき目標8 .....	21
8 脆弱性の評価・強靱化のための推進方針 .....	22
事前に備えるべき目標1 .....	22
事前に備えるべき目標2 .....	30
事前に備えるべき目標3 .....	34
事前に備えるべき目標4 .....	35
事前に備えるべき目標5 .....	36
事前に備えるべき目標6 .....	39
事前に備えるべき目標7 .....	42
事前に備えるべき目標8 .....	45

【参考資料】 別紙 各施策分野とリスクシナリオとの対応表

## 1 計画策定の趣旨

東日本大震災をはじめとして、人々の暮らしに甚大な被害をもたらす自然災害が全国各地で発生しており、さらに南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生も懸念されています。

国は平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という）を制定し、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めていくための枠組みを整備しました。このような国の動きに合わせて、都では様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、弱点を明らかにしたうえで、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていく指針として、「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

一方、区では、これまで災害に応じた対応などをまとめた台東区地域防災計画の作成及び修正を行ってきましたが、このような背景を踏まえ、様々な自然災害から区民を守るため、「台東区国土強靱化地域計画」を策定し、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていきます。

### 【参考】

国土強靱化とは・・・

強靱性とは、「強くしなやかな」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

### 【参考】

国土強靱化地域計画（基本法第 13 条）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

## 2 近年の災害

### (1)地震

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0、最大震度 7 を記録し、東北から関東地方に至る広範囲の地域で甚大な被害をもたらしました。区内においても震度 5 弱を記録し、主な被害として、建物全壊 2 棟、半壊 2 2 棟、人的被害では負傷者 6 名（いずれも軽症）が確認されました。ライフラインの状況は、電気、ガスには被害が出なかったものの、水道は、2 か所で水道管が破裂する被害が発生しました。

また、関東全域のほとんどの鉄道が運行を停止したことから、駅周辺では多くの帰宅困難者が発生し、区では区民館など 2 6 施設を一時待機所として開設し、最大 6,858 名の方が避難しています。

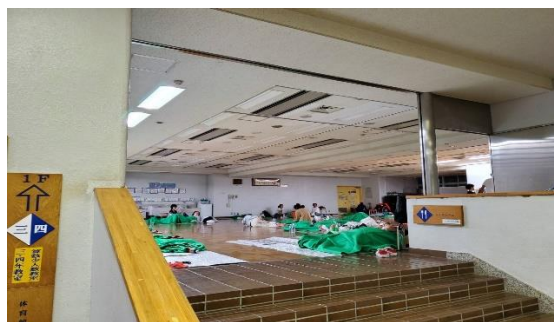
### (2)風水害

#### ① 平成 26 年 9 月の大雨被害

平成 26 年 9 月 10 日に発生した大雨は、17 時 30 分に記録的短時間大雨情報が発表され、その前 1 時間では台東区付近で約 100 ミリの雨が降りました。区内の主な被害として、床上浸水 2 棟、床下浸水 32 棟と 5 か所の道路冠水が確認されました。区では、水防本部を立ち上げ、冠水対策として土のうを 1,864 袋（110 か所）配布するなど対応を行いました。

#### ② 令和元年台風 19 号

令和元年 10 月に発生した台風 19 号は、大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、都内 24 区市町村では大雨特別警報が発令され、河川の氾濫や土砂災害の被害が発生しました。区内においては、大雨特別警報は発令されなかったものの土砂災害警戒区域の地域に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、4 か所の緊急避難場所等を開設し 215 人（115 世帯）の避難者を受け入れました。

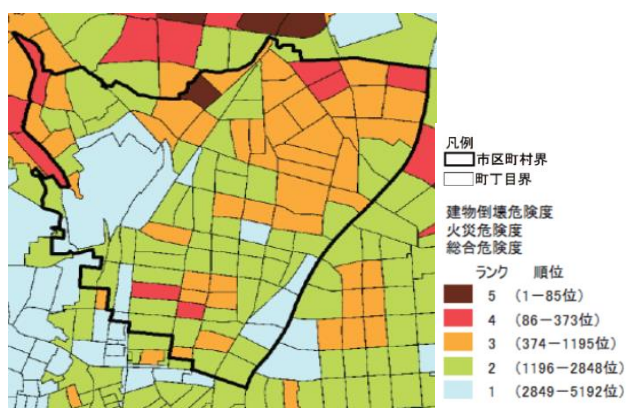


台風 19 号（谷中小の状況）

### 3 区の地域特性

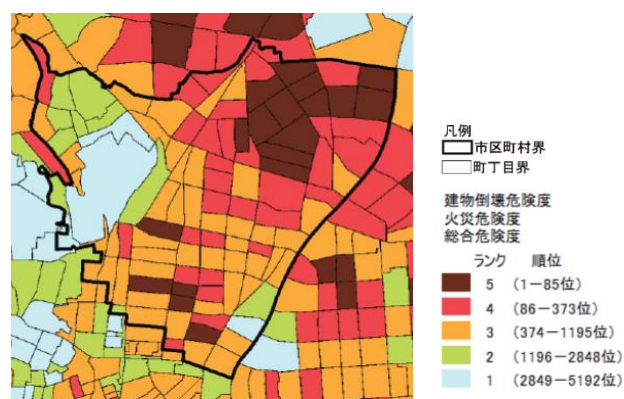
台東区は、北西部から武蔵野台地に連なる上野台が延び、台地上に谷中の寺院、墓地や上野公園が立地し、その南側は、神田川、東側は隅田川に臨む沖積低地となっています。各地域においては以下のような災害上のリスクを抱えています。

- 根岸・谷中地域には、老朽化した木造建築物や狭い道路が多く、都が公表している地域危険度では、地震の揺れによる建物倒壊や火災の延焼リスクを抱えている。



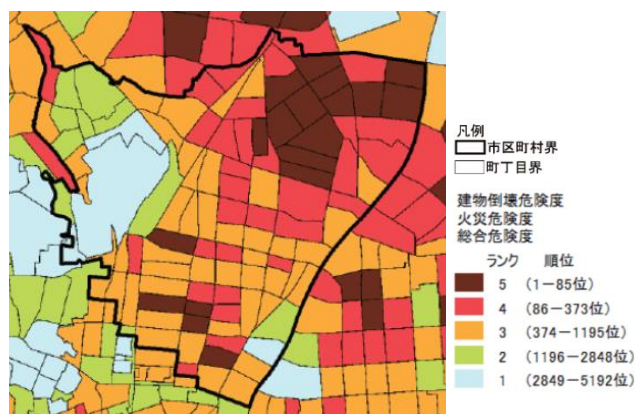
総合危険度 令和4年度

(資料：地震に関する地域危険度測定調査  
 (第9回) 令和4年度)



建物倒壊危険度 令和4年度

(資料：地震に関する地域危険度測定調査  
 (第9回) 令和4年度)



火災危険度 令和4年度

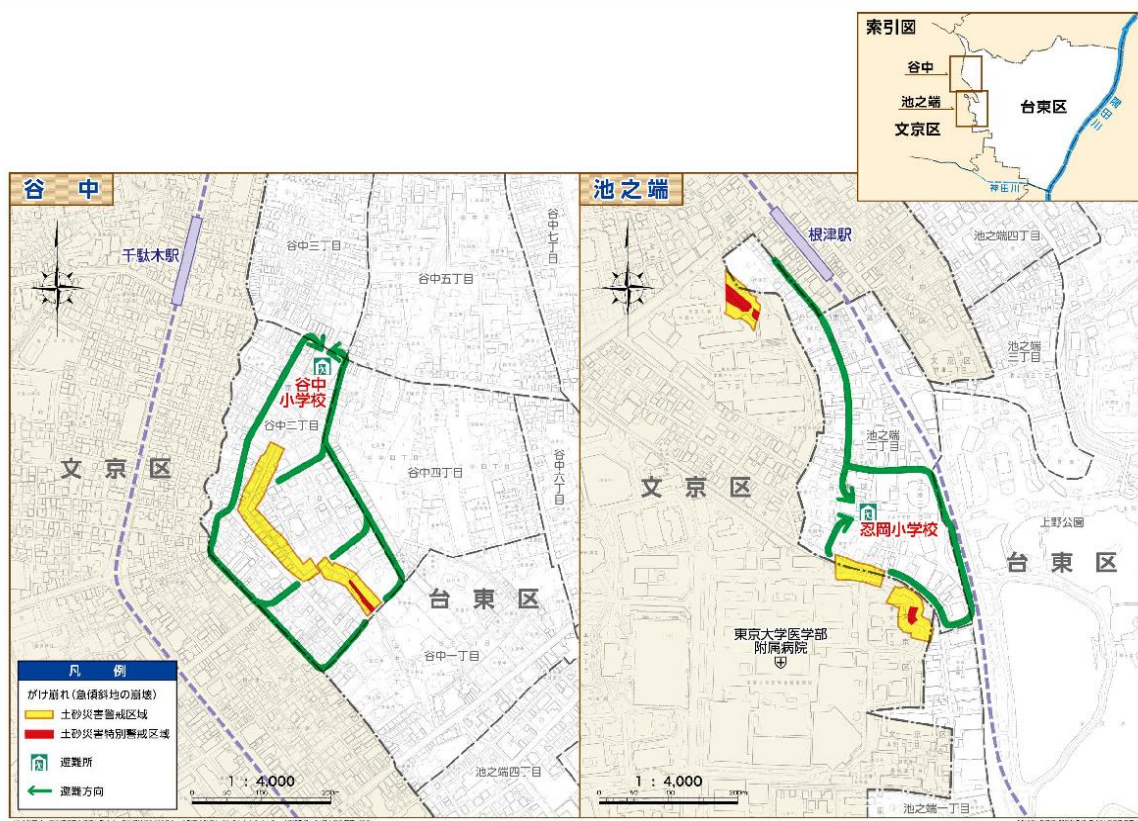
(資料：地震に関する地域危険度測定調査  
 (第9回) 令和4年度)

※地域危険度とは、地震による下記の危険性を町丁目ごとに1(低)から5(高)までのランクで相対評価したものである。

この調査は東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年ごとに東京都が実施している。

- ① 建物倒壊危険度 : 地震動による建物倒壊の危険性
- ② 火災危険度 : 出火の起こりやすさと延焼の危険性
- ③ 総合危険度 : 上記2指標を加味した危険性

- 谷中、池之端地域には、大雨等による地盤のゆるみ、地震などの影響でがけ崩れが発生する恐れがあるとして、土砂災害警戒区域が存在している。



台東区土砂災害ハザードマップ（令和2年1月発行）

- 上野台以外の地域には、荒川が氾濫した場合、最も深い場所で5 m程度の浸水深となり、浸水する多くの地域は2週間以上水につかることが想定されている。



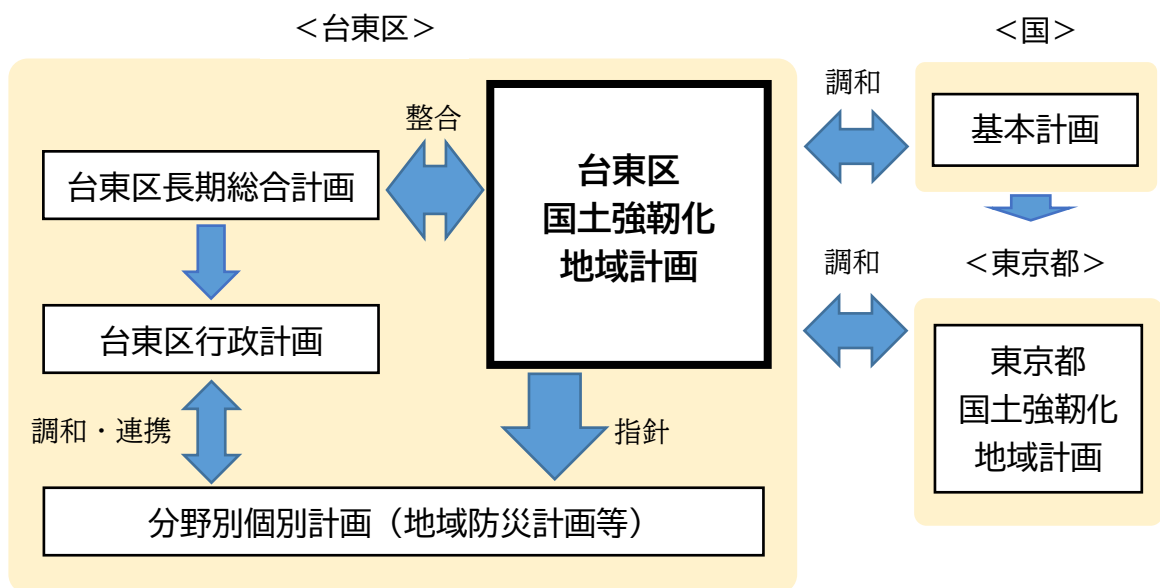
- 上野や浅草、谷中地域等は、都内有数の観光地であり、大規模自然災害が発生した場合、観光客をはじめとする大量の帰宅困難者が発生するリスクを抱えている。



上野駅周辺滞留者対策推進協議会・JR 上野駅構内事業者・台東区  
合同帰宅困難者対策訓練

## 4 地域計画の位置づけ

基本法第13条に「国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされていることから、国土強靱化に係る区の取り組みの指針としての性質を有するものとします。そのため、区政運営の長期的指針である長期総合計画との整合・調整を図りつつ、自然災害別の対処を具体的に示している「地域防災計画」の指針として位置づけることとします。



## 5 基本的な進め方

### (1)想定するリスク

区内で想定される大規模自然災害全般の中から、区が認識する以下の災害を想定することといたします。

#### 【リスク内容】

地震、地震火災、液状化現象、内水氾濫、外水氾濫、高潮、土砂災害、火山

### (2)策定方法

「国土強靱化基本計画」及び「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、平成31年3月に策定した台東区長期総合計画に基づき以下の手順で検討します。

#### ○STEP 1 地域を強靱化するうえでの目標の明確化

国や都の目標を参考に4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標の設定

#### ○STEP 2 起きてはならない最悪な事態、施策分野の設定

大規模自然災害を前提に起きてはならない最悪な事態（リスクシナリオ）の想定

施策分野については、長期総合計画の4つの基本目標の各施策とする。

#### ○STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

リスクシナリオを回避するための各施策を整理し、個別施策ごとに脆弱性の分析、評価を実施

#### ○STEP 4 リスクへの対応方策の検討

各リスクに対する対応方針の検討

#### ○STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け

各リスクの影響の大きさ、重要性、緊急度等から重点化と優先順位付けを実施

### (3)分野別の設定

長期総合計画の4つの基本目標に基づき、以下の分野を設定します。

- |          |         |
|----------|---------|
| ①子育て分野   | ②教育分野   |
| ③生涯学習分野  | ④健康分野   |
| ⑤福祉分野    | ⑥文化分野   |
| ⑦産業分野    | ⑧観光分野   |
| ⑨まちづくり分野 | ⑩防災防犯分野 |
| ⑪環境分野    |         |

## 6 強靱化の基本的な考え方

### (1)基本目標

区では、国土強靱化を推進するため、「国土強靱化基本計画」と「東京都国土強靱化地域計画」に掲げられた基本目標、区の地域特性を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定し、本計画を推進します。

- 1 人命の保護が最大限に図られること
- 2 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること
- 4 迅速な復旧復興に資すること

## (2)事前に備えるべき目標

4つの基本目標の実現に向け、前述で示したリスク（大規模自然災害）を想定してより具体化し、達成すべき目標として、以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

### 【目標1】

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。

### 【目標2】

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

### 【目標3】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

### 【目標4】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

### 【目標5】

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

### 【目標6】

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

### 【目標7】

制御不能な二次災害を発生させない。

### 【目標8】

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

### (3)起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

事前に備えるべき 8 つの目標に対して、想定した自然災害を踏まえて 2 1 の「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を設定します。

目標 1 : 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。

	起きてはならない最悪のシナリオ
1-1	大規模での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

目標 2 : 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

	起きてはならない最悪のシナリオ
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生などによる健康状態の悪化・死者の発生

目標 3 : 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

	起きてはならない最悪のシナリオ
3-1	区有施設及び区職員等の被災による行政機能の大幅な低下

目標 4 : 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

	起きてはならない最悪のシナリオ
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 (郵便事業、テレビ、ラジオ放送の中断等)

目標 5：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

	起きてはならない最悪のシナリオ
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2	食料等の安定供給の停滞

目標 6：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

	起きてはならない最悪のシナリオ
6-1	ライフラインの長期間にわたる供給停止
6-2	地域交通ネットワークが分断する事態

目標 7：制御不能な二次災害を発生させない

	起きてはならない最悪のシナリオ
7-1	市街地での大規模火災の発生
7-2	風評被害等による経済等への甚大な影響

目標 8：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

	起きてはならない最悪のシナリオ
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (4)区で取り組む施策

強靱化に向けた取り組むべき施策については、「台東区長期総合計画」の4つの基本目標から分析、検討を行うこととします。(別紙2)

#### (5)脆弱性の分析・評価

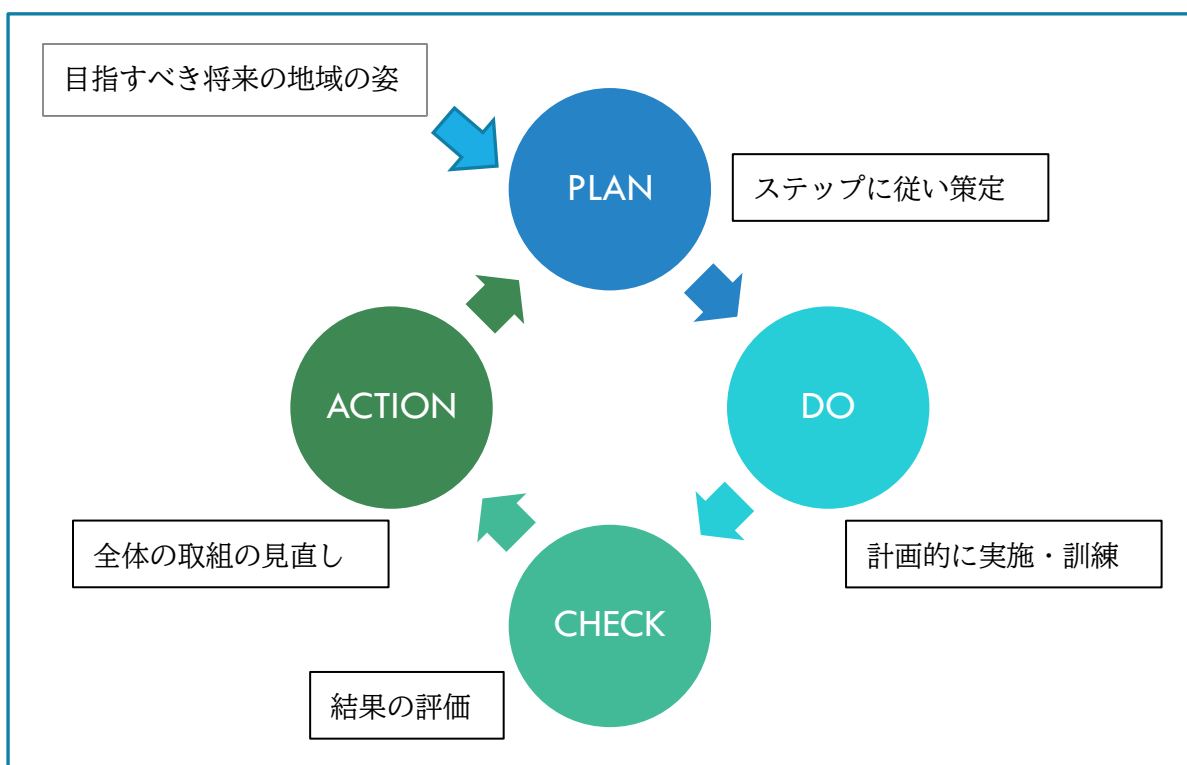
各施策(長期総合計画の4つの基本目標)の進捗状況、また目標まで到達した状態を想定し、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の回避が可能であるか、不可能である場合は何が足りないかを分析します。

当該事態の回避に向け、課題の抽出をしたうえでどのような施策が有効であるかを分析、整理します。

なお、以降の項において、強靱化のための推進方針を事前に備えるべき目標ごとにまとめていきます。

#### (6)計画の推進

本計画の推進にあたっては、強靱化に向けた施策の進捗状況を把握・検証することによりPDCAサイクルを実践し、適宜見直しを行います。





## (7)関連するSDGsの項目

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置づけられました。SDGsでは17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

本計画は、様々な自然災害から区民を守るため、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めるものであり、SDGsの目標11や目標13と深く関連します。

SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」では、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」としています。また、目標13「気候変動に具体的な対策を」では、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」としています。

本区においても、これらの目標の達成に向けて、本計画の着実な推進を図ってまいります。

## 7 強靱化推進事業の進捗状況の検証

本計画の強靱化推進方針の進捗状況を把握・検証するにあたっては、39の推進方針を構成する98の各事業について、それぞれ対応する行政計画（令和4年度）の達成状況等との整合を踏まえ、以下のとおり検証を行いました。

- A（事業は良好に進行している）
- B（事業は概ね良好に進行している）
- C（事業の進捗に一部課題がある）
- D（事業の進捗に大きな課題がある）

※推進方針の検証基準 A：構成する各事業が全てAの場合  
B：構成する各事業のうち一つでもBがある場合  
C：構成する各事業のうち一つでもCがある場合

## 1) 事前に備えるべき目標 1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。

1-1 大規模での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生					
No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	耐震性の促進	B	住宅・建築物の耐震改修の促進（マンション）	B	「台東区耐震改修促進計画」に基づいて、建築物などの耐震化に向けた取組みを積極的に支援している。
			住宅・建築物の耐震改修の促進（木造住宅）	B	
			住宅・建築物の耐震改修の促進（緊急輸送道路沿道建築物）	B	
			住宅・建築物の耐震改修の促進（木造住宅）	B	
			狭あい道路拡幅整備	B	
			街並み環境整備	B	アーケード、街路灯改修が必要な商店街施設については、補助等を行いながら、順次必要な改修を促している。また、老朽化等で維持管理が難しくなった場合には、施設の撤去に係る費用を補助し、安全の確保を行っている。
			東上野四・五丁目地区まちづくり推進	A	都市計画などの諸制度を活用した適正な土地利用の誘導や大規模敷地の機能更新により、街区内の老朽建築物の更新を推進するため、地権者とのまちづくり勉強会を継続して実施している。
2	区有施設の保全	B	公共施設等マネジメントの推進	B	台東区公共施設保全計画に基づき、計画的な施設整備を行っている。
			—	B	防災計画の策定や転倒防止器具の設置など、施設管理者による執務環境の改善を図っている。
3	不燃化促進・活動困難区域解消	B	密集住宅市街地整備促進	B	建替え支援事業の実施により不燃化を促進している。また、密集住宅市街地整備促進事業により主要生活道路A路線及びG路線で道路拡幅事業を行っている。
			住まいの安心建替え助成	B	建替え支援事業の実施により不燃化を促進している。
			谷中地区まちづくり推進	B	谷中地区地区計画に基づき、敷地の細分化防止やブロック塀の制限等の規制をかけている。
			上野地区まちづくり推進、御徒町駅周辺地区まちづくり推進、東上野四・五丁目地区まちづくり推進、谷中地区まちづくり推進	B	・東上野四丁目地区敷地整序型土地区画整理事業の進捗に伴い、旧下谷小学校西側区道の道路拡幅整備の計画及び道路用地の取得を予定している。 ・御徒町駅周辺地区計画に基づき、歩行者の安全に配慮した、快適で魅力のある街並みの形成のため、壁面後退を指導している。 ・初期消火訓練や防災講演会等を地域住民が行えるように、防災力向上の機会を提供している。
			北部地区まちづくり推進、密集住宅市街地整備促進	B	不燃領域率の低い地域を対象に、建替え支援事業を実施しているほか、建替え相談会や専門家派遣制度もを行っている。
4	区民の防災力向上・初期消火体制の強化	B	初期消火体制の強化（消火資器材の配備）	B	スタンドパイプの充実が図られている。
			初期消火体制の強化（感震ブレイカーの設置）	B	実績が伸び悩み気味にある。
			防災行動力の向上（区民の防災力向上・防災意識の啓発）	B	防災フェアを継続実施するとともに、コロナ後は訓練回数が増加するなど、区民の防災活動が戻りつつある。
			避難者対策の推進（避難所運営委員会）、避難行動要支援者対策の推進（個別支援計画作成）	B	避難所運営委員会の開催回数の増や、避難行動要支援者制度が充実している。
			防災行動力の向上（コミュニティ防災の構築に向けた周知・集合住宅防災資器材購入助成）	B	マンション防災の充実が図られている。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	防災まちづくりの推進	B	帰宅困難者対策の推進	B	帰宅困難者対策や水害時の地下街訓練などを継続実施している。
2	施設の防災力の向上	B	防災行動力の向上（防災意識の啓発） 帰宅困難者対策の推進	B	消防署と連携して町会単位防災訓練等で初期消火の有効性や、上野駅周辺滞留者対策推進協議会等では事業者を利用者保護等の啓発を行っている。
3	消防団活動の強化・充実	A	防災行動力の向上（消防団運営）	A	消防団活動は区が連携、支援することで確実に実施できている。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	広域避難体制の確立	B	災害対策本部の運営力向上（水害対策の推進）	B	国、東京都と連携して避難先の確保、協定の締結を推進している。
			災害対策本部の運営力向上（水害対策の推進）	B	風水害対応方針に基づき、避難場所に派遣する職員体制の確保や、研修を進めている。
			避難行動要支援者対策の推進	B	要配慮者施設における避難確保計画の作成件数は順調に伸びている。
2	地域防災力の向上	B	避難行動要支援者対策の推進	B	東京マイ・タイムラインを活用した防災指導者講習会の実施や、水害時の緊急避難場所の確保について民間施設へ協力を働きかけるなど、地域防災力の向上に努めている。コミュニティ防災については実施が遅れている。
			災害対策本部の運営力向上（水害対策の推進）	B	水害時における広域避難の手段として、バス会社と協定を締結し、具体的な行動フローや人員確保など運用について検討を進めている。

1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	土砂災害警戒区域等の指定	B	災害対策本部の運営力向上（水害対策の推進）	B	不動産資産価値とも直結するため、周知方法を検討中である。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	情報伝達の強化	B	災害時の通信手段の確保	A	防災アプリの改善など、幅広い方法で周知を実施している。
			帰宅困難者対策の推進	A	4か国語併記の観光案内版は区内各所に設置されており、その数は充足している。
			帰宅困難者対策の推進	B	多言語の防災ガイドを上野駅周辺滞留者対策推進協議会の会員事業者に配布するなど、周知を進めている。
			帰宅困難者対策の推進	B	多言語翻訳機能のある区HPに、多言語の防災ガイドやその他の啓発資料を掲載している。また、都とは定期的な訓練を実施し、災害時の情報交換方法を確認している。
			避難行動要支援者対策の推進	A	個別支援計画の作成件数は順調に伸びている。名簿を活用した訓練は町会に周知・啓発のうえ、実施に向けて準備中にある。

## (2)事前に備えるべき目標2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	備蓄品の確保	A	避難者対策の推進	A	食料のアレルギー対応、ハラル対応など、様々なニーズを想定し適切に備蓄品の維持、管理を図っている。
			避難者対策の推進	A	民間の施設提供を受けながら、新たな防災備蓄倉庫の確保を推進している。
			避難者対策の推進	A	新型コロナウイルス感染症対策の資器材を全避難所に配備するとともに、関係機関と連携を図ることで避難所環境の整備に努めている。
			防災行動力の向上（防災意識の啓発）	A	防災関連イベント以外においても、積極的に普及啓発に努めている。
2	物資輸送経路の確保	B	防災船着場の活用	B	台東区地域防災計画に基づいて下記の対応を想定しているが、都や区の災害対策本部との連携が不可欠であるため、訓練等で対応の流れを確認し、有事に備えておく必要がある。 ①発災時の施設点検 ②施設点検結果の災害対策本部への報告 ③船着場の鍵の管理 ④輸送決定時の開錠
			観光バス対策の推進	B	観光バス予約システムによりバスの流入をコントロールし、駐車場の確保のみならず、路上駐車による滞留防止にもつながっている。

### 2-2 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	帰宅困難者用備蓄の確保	B	帰宅困難者対策の推進	B	機会を通じてリーフレット等を配付して周知啓発を行っている。
2	一時滞在スペースの確保	B	帰宅困難者対策の推進	B	新たに2つの民間施設との協定を締結する。
			帰宅困難者対策の推進、公共施設等マネジメントの推進	B	台東区公共施設保全計画に基づき、計画的な施設整備を行っている。
3	帰宅困難者の帰宅支援の確保	C	帰宅困難者対策の推進、防災船着場の活用	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>都が中心となって「発災時における水上ルートの確保に向けた検討会」を立ち上げ、活用方法について検討を行っているが、帰宅困難者の対応について具体的な取り決めがないため、引き続き検討が必要である。</li> <li>防災船着場の活用については、台東区地域防災計画において、緊急輸送と地域防災活動を支援するための水上輸送基地として、被災者に対する食料、生活必需品等の緊急物資輸送や疾病者、避難者、帰宅困難者等の搬送に活用することとしているが、都や他の船着場との連携など、具体的な運用についての検討が必要である。</li> </ul>

### 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	医療救護体制の整備	A	医療救護体制整備	A	医師会等の関係機関と協議し、災害医療図上訓練や各種研修会を継続的に行っている。
2	医療に必要なライフラインの確保	B	無電柱化の推進	B	無電柱化には多くの費用と時間を要するが、台東区無電柱化推進計画に基づき事業を進めている。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生などによる健康状態の悪化・死者の発生

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	避難所内の環境整備	A	食品衛生監視指導、食品安全情報の提供	A	台東区食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導及び情報提供を行っている。
			食品等の検査、食品衛生監視指導	A	台東区食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒発生時の対応訓練を実施しているほか、食品等の検査結果に基づいた指導等を行っている。
			避難者対策の推進	A	新型コロナウイルス感染症対策の資器材を全避難所に配備するとともに、関係機関と連携を図ることで避難所環境の整備に努めている。
2	設備点検の推進	B	—	B	施設管理者による定期的な給水設備の保守点検を行い、衛生環境の確保に努めている。

(3) 事前に備えるべき目標3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 区有施設及び区職員等の被災による行政機能の大幅な低下

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	施設の防災機能の強化	B	公共施設等マネジメントの推進	B	公共施設保全計画に基づき、計画的な施設整備を行っている。
			—	B	防災計画の策定や転倒防止器具の設置など、施設管理者による執務環境の改善を図っている。
			災害対策本部の運営力向上	B	災害時における庁舎本部機能の代替えとなる谷中防災コミュニティセンター本部支援室の防災行政無線機器等については、適正に維持管理を行っている。また、代替施設を活用した訓練については、今後の総合防災訓練等に合わせた実施を検討していく。
2	行政機能の維持	C	災害対策本部の運営力向上	C	受援計画が未作成のため。

(4) 事前に備えるべき目標4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止（郵便事業、テレビ、ラジオ放送の中断等）

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	行政機能の確保	B	災害対策本部の運営力向上	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年9月「台東区ICT部門業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、災害時に復旧を優先すべき重要な情報システムの特定や、システム復旧に係る目標時間の設定、復旧に係る体制等について定める。</li> <li>データセンターの要件に耐震対策、漏水対策、火災対策を入れ、また大規模停電時においても、サーバ室設備への電力供給が停止しないよう措置しているデータセンターの選定を行っている。</li> </ul>
			災害対策本部の運営力向上	B	本庁舎地下、及びその予備として屋上にそれぞれ非常用発電機を設置し、庁内の停電時でも1日程度は稼働可能である。また、各無線機にはバッテリー機能があるほか、区内各避難所には非常用蓄電池・発電機、災害時Wi-Fiも備えており、避難所側での情報収集についても対応を進めている。
			災害時の通信手段の確保	B	ホームページ、区公式X、LINE等、情報発信の手段を確保している。

## (5)事前に備えるべき目標5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	経営者への防災意識の啓発	C	中小企業の職場環境等向上支援	C	BCP策定支援、啓発セミナーなどを実施しているが、利用実績、参加人数が伸び悩んでいる。
2	事業所内 防災管理体制の促進	C	中小企業の職場環境等向上支援	C	BCP策定支援、啓発セミナーなどを実施しているが、利用実績、参加人数が伸び悩んでいる。
			中小企業のデジタル化推進支援	B	中小企業を対象としたセミナーを継続的に実施するとともに、伴走型支援を伴う助成金を創設し、中小企業のデジタル化を後押しすることで、徐々にICT機器の導入が進んでいる。
			ビジネス支援ネットワークの運営	B	中小企業診断士会等との連携を強化し、災害時にも切れ目ない相談支援が行われるような関係を築いている。
			台東デザイナーズビレッジの運営、浅草ものづくり工房の運営	B	施設の適正な管理を行い、平時から災害時のリスク低減を図っている。

### 5-2 食料等の安定供給の停滞

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	受援体制の構築	B	災害対策本部の運営力向上	B	姉妹都市等の協定締結先と連携体制を定期的に確認している。
			災害対策本部の運営力向上（職員訓練）	B	東京都、他市区町村合同図上訓練で物資輸送支援等システムを活用した訓練を通じて職員の資質向上につながっている。
2	備蓄の啓発	B	防災行動力の向上（防災意識の啓発）	B	防災フェアや、たいとう関東大震災100年事業のパネル展など、様々な機会を捉えて在宅避難や備蓄の必要性について働きかけている。

## (6)事前に備えるべき目標6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 大規模での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生					
No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	ライフラインの確保	B	災害対策本部の運営力向上	B	年度当初に担当者等の連絡体制を確認や、防災フェアや総合防災訓練等の参加により連携を深めている。
			防災行動力の向上 【井戸備蓄倉庫等の維持管理】	A	避難所運営委員会とスタンドパイプを活用した給水訓練を行っている。また、防災用井戸を適切に整備・維持している。
			災害対策本部の運営力向上	B	大規模停電時の双方の緊急連絡網の更新や、区民等への停電規模や復旧見込等の正確かつ丁寧な情報発信の方法等について確認している。
			公園・児童遊園	A	避難推進につながるソーラー照明灯の維持管理を適切に行っている。
			【地籍調査】	B	令和5年度より第6次区域（下谷一丁目）の地籍調査に着手する。 ※都補助金活用

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態					
No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	交通手段の確保	C	公共交通の充実（循環バスめぐりんの運行）	C	「めぐりん」は、運行事業者との協定により、交通規制等のやむを得ない事由がある場合を除き事業計画書に則った運行を行うほか、緊急災害時の対応として、運行事業者は、区や関係行政機関と情報伝達を行うこととなっている。
			帰宅困難者対策の推進	A	バスや鉄道事業者も委員になっている、上野駅周辺滞留者対策推進協議会を年2回開催し、情報共有を図っている。また、協議会委員を中心に年1回帰宅困難者対応訓練を実施し、発災時の対応方法を確認している。
2	避難・救急活動・物資輸送経路の確保	B	安全・安心な道づくり	B	安全かつ快適に道路を通行できるよう、歩道の整備やバリアフリー化を進めている。
			防災行動力の向上（総合防災訓練）	B	災害時の道路応急対策業務が円滑に機能するよう、協定先の土木防災協会と定期的に運用体制の確認や、総合防災訓練で道路啓開訓練に参加してもらうなど、緊密な関係を構築している。
			無電柱化の推進	B	無電柱化には多くの費用と時間を要するが、台東区無電柱化推進計画に基づき事業を進めている。
			凌雲橋の架け替え	B	「台東区橋梁長寿命化修繕計画」の改定を行うとともに、当該計画に示す基本方針に基づき、計画的な維持管理を実施している。 凌雲橋については、JR東日本と共同で橋梁の架け替えに必要な概略設計を実施した。これにより判明した課題への対応や、JR東日本との協議を継続して行っている。

## (7)事前に備えるべき目標7

### 制御不能な二次災害を発生させない

#### 7-1 市街地での大規模火災の発生

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	不燃化促進・ 活動困難区域解消	B	密集住宅市街地整備促進	B	建替え支援事業の実施により不燃化を促進している。また、密集住宅市街地整備促進事業により主要生活道路A路線及びG路線で道路拡幅事業を行っている。
			住まいの安心建替え助成	B	建替え支援事業の実施により不燃化を促進している。
			谷中地区まちづくり推進	B	谷中地区地区計画に基づき、敷地の細分化防止やブロック塀の制限等の規制をかけている。
			上野地区まちづくり推進、御徒町駅周辺地区まちづくり推進、東上野四・五丁目地区まちづくり推進、谷中地区まちづくり推進	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>東上野四丁目地区敷地整序型土地区画整理事業の進捗に伴い、旧下谷小学校西側区道の道路拡幅整備の計画及び道路用地の取得を予定している。</li> <li>御徒町駅周辺地区計画に基づき、歩行者の安全に配慮した、快適で魅力のある街並みの形成のため、壁面後退を指導している。</li> <li>初期消火訓練や防災講演会等を地域住民が行えるように、防災力向上の機会を提供している。</li> </ul>
			北部地区まちづくり推進、密集住宅市街地整備促進	B	不燃領域率の低い地域を対象に、建替え支援事業を実施しているほか、建替え相談会や専門家派遣制度も行っている。
			狭あい道路拡幅整備	B	「台東区耐震改修促進計画」に基づいて、建築物などの耐震化に向けた取組みを積極的に支援している。
2	区民の防災力向上・ 初期消火体制の強化	B	初期消火体制の強化（消火資器材の配備）	B	スタンドパイプの充実が図られている。
			初期消火体制の強化（感震ブレーカーの設置）	B	実績が伸び悩み気味にある。
			防災行動力の向上（区民の防災力向上・防災意識の啓発）	B	防災フェアを継続実施するとともに、コロナ後は訓練回数が増加するなど、区民の防災活動が戻りつつある。

#### 7-2 風評被害等による経済等への甚大な影響

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	観光客の誘致・ 情報発信の推進	A	フィルム・コミッション	A	実際に発災していないが、記載事業は円滑に進捗しているため。
			多様で効果的な情報発信	A	日本語版・英語版サイトや各種SNSなど、災害時に有効活用できる各種ツールを円滑に運営している。
			多様で効果的な情報発信、観光プロモーション	A	日本語版・英語版サイトや各種SNSなど、災害時に有効活用できる各種ツールを円滑に運営している。また、日本語版・英語版サイトには、災害時に有益なリンクバナー各種を常時設置している。



## (8)事前に備えるべき目標8

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	災害廃棄物 処理方法の確立	B	[災害廃棄物処理計画]	B	公園課・危機・災害対策課等の関係課と地区集積所・一次仮置場の候補地について検討を行った。また、23区清掃リサイクル主管課長会において災害時におけるし尿に関する協定実施細目等の検討を行った。

### 8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	復興体制の構築	C	速やかな生活復興に向けた対策の推進	C	全庁的な復興訓練は未実施であるが、令和5年度に都市復興模擬訓練実施を予定している。
2	罹災証明の 発行体制の構築	B	速やかな生活復興に向けた対策の推進	B	住家被害認定調査及びシステム操作の研修等を通じて職員の育成に努めている。

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	地域コミュニティの 構築・推進	B	地域防犯活動への支援	B	防犯パトロール用品の貸与、リーダー講習会の開催等により自主的な防犯活動に対する支援を実施している。
			防犯設備設置助成	B	町会や商店街が設置する防犯カメラに対して設置費用の一部を助成している。
			防災行動力の向上（区民の防災力向上、防災意識の啓発）	B	町会単位訓練、マンション防災の推進
			マンションの適正な管理の促進	B	希望するマンションに対して「マンション管理・修繕相談員派遣制度」を用いて専門家を派遣し管理規約等の確認等を行っているほか、「マンション総合ガイドブック」等において、災害対策についての周知を行っている。
			多文化共生推進、在住外国人支援	B	外国人のための日本語教室や交流事業を実施し、多文化共生を推進する取組を実施している。

### 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No	推進方針	検証結果	方針を構成する事業名	検証結果	検証理由
1	橋梁の安全確保	B	凌雲橋の架け替え	B	J R東日本と共同で橋梁の架け替えに必要な概略設計を実施した。これにより判明した課題への対応や、J R東日本との協議を継続して行っている。
2	輸送経路の確保	B	防災船着場の活用	B	台東区地域防災計画に基づいて下記の対応を想定しているが、都や区の災害対策本部との連携が不可欠であるため、訓練等で対応の流れを確認し、有事に備えておく必要がある。 ①発災時の施設点検 ②施設点検結果の災害対策本部への報告 ③船着場の鍵の管理 ④輸送決定時の開錠
			【地籍調査】	B	令和5年度より第6次区域（下谷一丁目）の地籍調査に着手する。 ※都補助金活用

## 8 脆弱性の評価・強靱化のための推進方針

### 事前に備えるべき目標1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。



1-1 大規模での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

#### 脆弱性の評価

##### 1 【耐震性の促進】（建築課、産業振興課、地域整備第一課）

- 阪神・淡路大震災では地震による直接的な犠牲者のうち9割の方々が住宅・建築物の倒壊による圧迫死や窒息死で命を失っている。建築基準法に定められる耐震基準は昭和56年に大幅な変更が加えられたが、この地震で倒壊した建築物の大部分が昭和56年以前（旧耐震基準）に建てられたものだった。そのため、旧耐震の建築物（住宅、マンション等）に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修工事などに助成を行う必要がある。
- 緊急輸送道路は、震災時の救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧復興の生命線・大動脈であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、区民の生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要となる。
- 道路は、区民等が安心して安全に暮らしていくうえで、重要な役割を担っている。しかし、区内には幅員4メートル未満の狭あい道路が多く存在し、日照・通風等の確保が難しいといった住環境の面だけでなく、地震や火災などの災害時や緊急時の消火活動や避難・救急活動に支障を及ぼし、火災の延焼を助長するなどのおそれがある。（7-1再掲載）
- 区内には商店街が整備したアーチ、アーケード、街路灯といった共同施設が存在するが、発災時に倒壊・損傷等の事故を起こさぬよう必要な耐震性能を十分に維持し続ける必要がある。
- 耐震性が脆弱な老朽建築物が倒壊すると、建物内やその周囲にいる人々に甚大な被害を与えるおそれがある。

##### 2 【区有施設の保全】（施設課、施設管理者）

- 災害時には避難所等区有施設を活用して災害対応を行うこととなっているが、発災後にも安全に活用できるよう維持する必要がある。

- 災害時の事務スペース等に設置されている書庫等の備品が転倒、破損、倒壊することにより、死傷者が発生するおそれがある。

### 3 【不燃化促進・活動困難区域解消】（地域整備第一課、第二課、第三課）

- 密集住宅市街地や準防火地域または新たな防火規制内の地域（密集住宅市街地は除く）において、地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物等への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。袋路状道路や狭あい道路が多く、二方向避難の確保、消防車等の進入や活動が困難である。（7-1再掲載）

### 4 【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】（危機・災害対策課）

- 地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。特に阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の6割以上が電気に起因する火災とされており、停電が復旧した際に起きる通電火災を防ぐ必要がある。（7-1再掲載）
- 首都直下地震が発生し自宅が倒壊した際、区民は避難所での生活が余儀なくされることとなるが、その際に避難所の開設時には避難者間の衝突・混雑が予想される。町会を中心とした地域コミュニティの強化及び区や防災機関との連携が必要となる。（7-1再掲載）
- 要配慮者を含め、全ての避難者が避難所での避難生活を安全に送るため、避難所運営が必要となる。
- 耐震化されたマンション等では避難所ではなく、自宅での避難を行うこととなるが、停電等によるエレベータや給水設備の停止による住民の混乱が生じるおそれがある。

## 推進方針

### 1 【耐震性の促進】（建築課、地域整備第一課、産業振興課）

- 安心して生活できるまちづくりの早期実現を図るため、区内マンションへの助成（耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修工事に要する費用の一部を助成）を行うことにより、耐震化や安全性の向上を図っていく。
- 災害に強いまちづくりの早期実現のため、地震、台風等の自然災害に備えて、区内の住宅・建築物等への助成（耐震診断、耐震改修工事、除却工事、ブロック塀等の改善工事、がけ・擁壁の改修工事、外壁等落下防止のための改善工事及び段階改修工事に要する費用の一部を助成）をすることにより、住宅・建築物等の耐震化を推進する。

- 災害に強いまちづくりの早期実現のため、区内の緊急輸送道路沿道建築物への助成（耐震診断、補強設計、耐震改修工事等に要する費用の一部を助成）をすることにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化および地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。
- 安全・安心なまちづくり、良好な住環境の形成の早期実現のため、整備支障物件の除却等に要する費用の助成や整備用地の舗装等を行い、狭あい道路整備を推進する。（7-1再掲載）
- 商店街が行う施設整備にかかる経費を補助することにより、商店街全体の防災力の向上を図る。
- 「東上野四・五丁目地区まちづくり推進」では、適正な土地利用の誘導や大規模敷地の機能更新により、街区内の老朽建築物の更新を図り、地域危険度の改善を図る。

## 2【区有施設の保全】（施設課、施設管理者）

- 台東区公共施設保全計画に基づき、予防保全型管理の推進と計画的な施設更新を行い、区有施設の維持を図っていく。（3-1再掲載）
- 事務スペースなどに設置している備品の転倒防止対策を進めていく。（3-1再掲載）

## 3【不燃化促進・活動困難区域解消】（地域整備第一課、第二課、第三課）

- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、老朽建築物の除却または建替後の建築物を耐火建築物等または準耐火建築物等により、建築物の不燃化を促進していく。また、道路用地や公園用地を取得し、道路の拡幅整備やオープンスペースの整備をしていく。（7-1再掲載）
- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、地域住宅計画に基づく事業により、建築基準法の規定よりも耐火性能を向上させた建築物の整備を促進していく。（7-1再掲載）
- 谷中地区地区計画を通じ、敷地の細分化防止や、高さの制限、ブロック塀の制限等の規制をかけ、住環境の向上を図っていく。また、主要生活道路の拡幅を行うことで、延焼の防止や緊急車両の通行改善など、大地震やその後の火災発生を想定した地域の防災性向上を図っていく。加えて、既存のまち並みの維持保全にも配慮しつつ、地区の特性等に応じたまちづくりを推進する必要があるため、新たな景観誘導策を用いて、谷中の美しい

歴史的風土を維持していく。(7-1再掲載)

- 地域が中心となるまちづくり協議会等の場において、地区全体のまちづくりの目標や各分野別方針に基づき協議を行い、防災力向上の機会を提供していく。また、防災訓練において、初期消火訓練や防災講演会等を地域住民や消防署と連携して実施し、区域全体での防災意識向上の機会を提供していく。(7-1再掲載)
- 不燃領域率の低い地域を対象に、建替え支援事業を実施する。これにより老朽木造建築物から耐火建築物等または準耐火建築物等への建替えを促進することで、大規模な地震等による火災時の延焼防止を図り、災害に強いまちづくりを推進する。(7-1再掲載)

#### 4【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】(危機・災害対策課)

- 全町会へのスタンドパイプ等の消火資器材の配備を推進するとともに、消火資器材を活用した初期消火訓練を実施し、地域の初期消火体制の強化を図っていく。(7-1再掲載)
- 震度5強以上の揺れによりブレーカーを自動的に落とす感震ブレーカーの普及啓発を図っていく。(7-1再掲載)
- 各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による訓練指導や防災出前講座を実施し、区と区民及び防災機関との連携強化を図り、地域の防災力向上を図っていく。(7-1再掲載)
- 避難所運営の様々な課題に、避難所運営委員会が適切に対応できるよう、DIG、HUG訓練を地域に働きかけ、また、避難行動要支援者名簿の活用や各避難行動要支援者の個別支援計画を作成し要配慮者対策を進めていく。
- マンションの自治会や住民に対し、長周期地震動等、高層階特有の現象やその対策などを周知するとともに、マンション内に留まる自宅での避難を啓発するため、マンション防災セミナーの実施や集合住宅防災資機材購入補助金を活用したマンション内の防災体制の推進を図っていく。

### 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

#### 脆弱性の評価

##### 1【防災まちづくりの推進】(危機・災害対策課)

- 直下型地震や台風等による河川の氾濫等大規模な災害が発生した場合には、観光・商業施設等の建築物の火災、倒壊、浸水による被害などが想定される。

## 2【施設の防災力の向上】（危機・災害対策課）

- 発災後の火災、浸水により、逃げ遅れ、死傷者が発生するおそれがある。平時より発災時を想定した防災訓練や適切な施設保全が必要である。

## 3【消防団活動の強化・充実】（危機・災害対策課）

- 地域防災力の強化のため消防団への入団促進、消防団活動の充実を図る必要がある。

### 推進方針

#### 1【防災まちづくりの推進】（危機・災害対策課）

- 防災・減災の観点から現状の課題を把握し、事業者等へ適切な方法を提示するとともに、地域全体で取り組む問題として災害時の総合的な防災意識を高め、共有を図っていく。また、大規模な施設等については、防災の観点から公共貢献を講じていく。

#### 2【施設の防災力の向上】（危機・災害対策課）

- 民間も含めた建物において、防災訓練の充実を図り、発災時に適切に利用者の誘導や初期消火を行うことができるよう消防署とも連携し取組を進めていく。

#### 3【消防団活動の強化・充実】（危機・災害対策課）

- 消防団運営委員会などの場において、消防団活動の更なる強化・充実を図り、区内消防署と連携し地域に密着した団活動の推進を図る。

## 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 脆弱性の評価

#### 1【広域避難体制の確立】（危機・災害対策課）

- 荒川氾濫時には区内の2/3程度の範囲で最大5m程度の浸水深があり、2週間程度の浸水継続時間が見込まれている。都では荒川を含めた長期に渡り広域に浸水する河川の氾濫に関し、令和4年度から、国、都が開催し、多くの防災関係機関による「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」が発足し、その避難方法の具体的な検討や避難先の確保に努めている。区においても上野公園、谷中地区の活用を含めた、具体的な避難方法、体制について検討を行う必要がある。

## 2【地域防災力の向上】（危機・災害対策課）

- 近年の発生している河川の氾濫では、多くの住民が逃げ遅れ命を落としている。国は各個人で避難の判断ができるよう警戒レベルの設定等を行い、逃げ遅れを防ぐ対策を講じている。

このような自助の力に加え、近隣への声掛けや町会等地域による避難誘導も大きな力になることから、災害時に地域独自の取組を推進する必要がある。

- 荒川氾濫発生時などにおいて、広域避難等を行う時間的な余裕がない場合の緊急避難手段を確保する必要がある。

### 推進方針

## 1【広域避難体制の確立】（危機・災害対策課）

- 「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」に参加し協議を進め、国や都、他自治体と連携を図り、広域避難方法、避難場所の具現化を図る。
- 令和2年度に策定した台東区風水害対応方針に基づき、より具体的な風水害時の区の対応を確立する。
- 要配慮者施設の避難確保計画作成をより推進し、各施設での迅速かつ的確な避難体制を進めていく。

## 2【地域防災力の向上】（危機・災害対策課）

- 都が作成している「東京マイ・タイムライン」の啓発を図るとともに、地域コミュニティの中核である町会を中心に、避難行動要支援者名簿を活用した共助による避難を推進していく。
- 荒川氾濫のおそれがある場合には、区内各所からのバス移送の協定を活用するほか、氾濫発生後のリードタイムを利用して、逃げ遅れがないように、地域、行政などが連携して、上野公園等への浸水域外への避難誘導していく。

1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 【土砂災害警戒区域等の指定】（危機・災害対策課）

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は谷中、池之端地域の一部分が指定されたことを受け、区では土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域を含むその周辺住民に周知を行っている。ハザードマップには避難場所や避難経路を含む避難方法を示しているが、土砂災害では避難情報の発令に伴い避難所への確実な避難を行う必要があることから、対象住民に対し、土砂災害に対する理解と避難方法について理解を深めてもらう必要がある。

推進方針

1 【土砂災害警戒区域等の指定】（危機・災害対策課）

- ハザードマップによる周知に加え、土砂災害防止月間期間中の土砂災害への理解を深めるパネル展示を行うとともに、避難訓練等を実施し、速やかな避難が行えるよう対策を推進する。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 【情報伝達の強化】（危機・災害対策課）

- 発災時に、区民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止に非常に重要である。近年、Wi-Fi の整備やスマートフォン・タブレット端末等の普及を踏まえ、既設設備の維持管理および ICT の活用をはじめ、様々な情報通信手段を確保し発信する必要がある。
- 台東区は、多くの外国人観光客が訪れる観光地であり、また在住外国人も多く居住していることから、災害時の情報発信をやさしい日本語や多言語にて行う必要がある。
- 自力での避難が困難な高齢者・障害者が、避難行動がとれずに死傷する事態が発生するおそれがある。早期の避難が必要な高齢者や障害者など配慮を必要とする者への的確な情報伝達や避難支援が必要である。



## 推進方針

### 1 【情報伝達の強化】（危機・災害対策課）

- 防災行政無線のデジタル化に伴い、高性能スピーカーの導入による情報発信の明瞭化を図るとともに、ラジオ、自動応答サービス、メールでの情報取得を可能とする。その他、防災アプリやX、LINE等SNSからの情報発信を行うなど幅広い手段を確保し推進を図っていく。（4-1再掲載）
- 4か国語（日・英・中・韓）併記の観光案内板の適切な維持管理に努め、観光客自ら防災情報を取得できる環境を保全する。
- 帰宅困難者防災ガイド（日・英・中・韓）を作成し、帰宅困難者用の区および都の一時滞在施設および徒歩帰宅候補施設の掲載を行い、区内の主要な事業所、施設に配布し周知を進めていく。
- 外国人に対し、ホームページ等で防災知識の普及を図っていく。また、外国人の情報収集等に係るサポートを実施するため、都等と連携し、外国人災害情報センターとの情報交換を行える体制を整えていく。
- 避難行動要支援者名簿登載者への個別支援計画の作成を進めるとともに、町会での名簿活用訓練を実施し、要配慮者への災害時の支援方法の確立を図っていく。



町会との訓練の様子

## 事前に備えるべき目標2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。



### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 脆弱性の評価

##### 1 【備蓄品の確保】（危機・災害対策課）

- 避難者の生命を守るための食糧、水、毛布等の生活必需品は都の備蓄分を含め概ね3日分を確保しているところであるが、生活必需品の備蓄には、乳幼児用ミルクやハラール対応の食糧など生活必需品も多岐に渡っており、またスマートフォンの充電等停電や感染症に対応できる備蓄についても充実させる必要がある。
- 災害時の水確保のため、井戸等の整備、維持を図る必要がある。
- 各家庭にて最低3日分の備蓄を働きかけているが、区民の意識調査結果では4割の区民が備蓄を行っていないとの結果も出ており、より一層の啓発が必要である。

##### 2 【物資輸送経路の確保】（交通対策課）

- 緊急輸送道路等の損傷に伴い物資輸送の遅延も想定されることから、水上ルートなど複数の手段を確保する必要がある。（8-4再掲載）
- 路上に滞留した観光バス等による交通渋滞に伴い、物資輸送車両等の通行が困難となり、物資供給に支障が生じる恐れがある。

#### 推進方針

##### 1 【備蓄品の確保】（危機・災害対策課）

- 様々な災害や避難者ニーズを想定した備蓄品の維持、管理を図る。
- 食料をはじめとする災害対策用物資・資機材を供給するために、民間の施設提供などの協力を得ながら、水害時も含め活用可能な地域の拠点となる防災備蓄倉庫の確保を推進する。
- 感染症や大規模食中毒などの健康危機管理発生時において、迅速かつ的確な対応をとるため、平常時から関係機関との協力体制の確保に努める。
- 区民に個人備蓄やローリングストックを理解し実践してもらうため、広報紙のほか、各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による防災出

前講座などのあらゆる機会を通じて啓発を図る。

## 2【物資輸送経路の確保】（交通対策課）

- 防災船着場としての機能を常に維持し、災害発生時には河川管理者である都と連携し緊急利用に対応できるよう体制を整える。（8-4再掲載）
- 観光バス予約システムの利用促進や充実、需要に応じた駐車スペースの確保などにより、大型バスの路上駐車を軽減し、震災時における交通の円滑化を図っていく。

## 2-2 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

### 脆弱性の評価

#### 1【帰宅困難者用備蓄の確保】（危機・災害対策課）

- 駅周辺の混乱を避けるため、各事業所では一斉帰宅の抑制を図り、事業所内に従業員用の備蓄を確保することになっている。災害時の帰宅困難者対策として駅周辺の混乱を回避できるよう、引き続き各事業者への働きかけを進める必要がある。

#### 2【一時滞在スペースの確保】（危機・災害対策課、施設課）

- 帰宅困難者が滞在する一時滞在施設の充実にも努め、発災時の混乱を最小限に抑える必要がある。
- 帰宅困難者への一斉帰宅抑制や事業者および鉄道関係者との連携が必要となる。

#### 3【帰宅困難者の帰宅手段の確保】（危機・災害対策課、交通対策課）

- 一時滞在した帰宅困難者を段階的に帰宅させる手段の一つとして、防災船着場を活用することについて更に検討を進める必要がある。

### 推進方針

#### 1【帰宅困難者用備蓄の確保】（危機・災害対策課）

- 各事業者向けリーフレット等による周知を行うとともに、都と連携した取組を進める。

#### 2【一時滞在スペースの確保】（危機・災害対策課、施設課）

- 駅前滞留者対策推進協議会の場で、駅前滞留者の解消について協議を

進めるとともに、民間施設との協定等により、一時滞在可能なスペースを確保していく。

- 一時滞在候補施設として指定されている区有施設において、震災時に帰宅困難者を受け入れられるよう、施設保全の徹底と計画的な設備更新を進めるとともに、関係機関等との連携体制の整備強化を図っていく。

### 3【帰宅困難者の帰宅支援の確保】（危機・災害対策課、交通対策課）

- 防災船着場を活用した帰宅困難者の帰宅方法などについて、都と連携して検討を進める。

## 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### 脆弱性の評価

#### 1【医療救護体制の整備】（健康課）

- 大規模災害時には、交通網や通信網が機能しなくなり、医療従事者や負傷者が救護所や医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがある。

#### 2【医療に必要なライフラインの確保】（土木課）

- 大規模地震や大型台風等の自然災害では、電柱倒壊による電線の切断等により、電気や電話等のライフラインが途絶され、医療機能に支障が生じることが想定されることから、無電柱化を推進し、医療に必要なライフラインを確保する必要がある。

### 推進方針

#### 1【医療救護体制の整備】（健康課）

- 災害時における医療機能の確保のため、医師会等の関係機関と協議を行うとともに、水害時も想定した医療救護訓練や関係機関相互の連絡訓練、医療従事者向けの講習会を実施し、医療救護体制の整備を推進する。

#### 2【医療に必要なライフラインの確保】（土木課）

- 災害時における電柱倒壊による電線の切断を防ぎ、医療に必要なライフラインを確保するため、無電柱化を推進する。

2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生などによる健康状態の悪化・死者の発生
-----	--

#### 脆弱性の評価

##### 1 【避難所等の環境整備】（生活衛生課、保健予防課）

- 避難所での炊き出しや食事の提供時に不衛生な取り扱いがあった場合、大規模な食中毒が発生してしまうおそれがある。
- 避難所生活時や物資提供時において、接触、飛沫等による感染症がまん延する可能性があり、感染症対策の徹底が必要である。

##### 2 【設備点検の推進】（施設管理者）

- 災害発生時に、建築物の貯水槽等の破損により、飲料水に不純物が混入し汚染されるおそれがある。

#### 推進方針

##### 1 【避難所内の環境整備】（危機・災害対策課、生活衛生課、保健予防課）

- 平常時からの食品監視業務において、食品関係事業者に対し衛生意識の向上や食中毒予防の啓発指導を行っていく。また、区民及び事業者に対し、食中毒予防の啓発イベントや街頭相談の実施、メールマガジンや紙媒体での情報提供などを実施し推進を図っていく。
- 食中毒発生時の対応について、関係自治体と大規模食中毒訓練を実施しており、引き続き関係自治体との連携のもと訓練を実施し対策を進めていく。また、食品関係事業者から収去した食品の検査を実施し、その結果に基づいた指導などを行い発生時への取組を進めていく。
- 感染症対策を講じた避難所運営の推進を図るとともに、国や都等からの情報収集に努め、最新の対策が講じられるよう取組を進めていく。

##### 2 【設備点検の推進】（施設管理者）

- 施設所有者・管理者に対し、給水設備の維持管理について普及啓発を行う。

### 事前に備えるべき目標3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。



#### 3-1 区有施設及び区職員等の被災による行政機能の大幅な低下

##### 脆弱性の評価

- 1 【施設の防災機能の強化】（危機・災害対策課、施設課、施設管理者）
  - 災害時の非常時優先業務を執行するため、業務遂行の拠点となる区有施設の安全を保ち、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務の執行環境を適切に整備しておく必要がある。
  - 災害対策本部が設置される本庁舎では、発災直後から応急対策業務を行える電力等ライフラインの確保に努める必要がある。また、本庁舎が被災した場合の備えとして代替機能の充実を図る必要がある。
- 2 【行政機能の維持】（危機・災害対策課）
  - 災害発生時に非常時優先業務、特に応急対策業務を執行するためには、必要な人員の確保と適切な配置等を行う必要がある。

##### 推進方針

- 1 【施設の防災機能の強化】（危機・災害対策課、施設課、施設管理者）
  - 台東区公共施設保全計画に基づき、予防保全型管理の推進と計画的な施設更新を行い、区有施設の維持を図っていくとともに、施設改修時には、水害時に備え、2階以上に備蓄倉庫の設置を進めていく。  
(1-1再掲載)
  - 事務スペースなどに設置している備品の転倒防止対策を進めていく  
(1-1再掲載)
  - 災害時の本部機能を維持するため、代替施設として位置づけている谷中防災コミュニティセンターの本部機能の設備が災害時有効に活用できるよう維持に努めるとともに、具体的な活用方法を見据えた訓練等を実施し、災害時に備えていく。

## 2【行政機能の維持】（危機・災害対策課）

- 業務継続計画を随時見直し行政機能の維持を図る。また他自治体からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制を整備する。

## 事前に備えるべき目標4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。



4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止（郵便事業、テレビ、ラジオ放送の中断等）
-----	--

### 脆弱性の評価

#### 1【行政機能の確保】（危機・災害対策課、情報政策課、情報システム課、広報課）

- 発災時に区民への情報伝達、行政機能の確保を行うには、庁舎等が長期間にわたり電力供給停止になっても、必要不可欠な業務を行うための情報通信機能を確保することが必要になる。また、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、災害に強いデータセンターの活用や、代替拠点での業務継続など災害に備えた ICT 基盤を整備する必要がある。
- 発災時には、テレビやラジオ放送が中断する可能性もあり、区民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止に非常に重要である。近年、Wi-Fi の整備やスマートフォン・タブレット端末等の普及を踏まえ、既設設備の維持管理および ICT の活用をはじめ様々な情報通信手段を確保するとともに防災行政無線の整備や通信訓練を実施する必要がある。

### 推進方針

#### 1【行政機能の確保】（危機・災害対策課、情報政策課、情報システム課、広報課）

- 災害時において必要最低限の業務継続を可能にするため、平成 29 年度より情報システムのクラウド化を推進し、システム基盤の災害に強いクラ

ウドデータセンターへの移行を進めるとともに、本庁舎が停電等で利用できない場合に代替拠点で業務継続できるように情報通信基盤の整備を行っている。令和3年度より ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定を行った。ICT-BCP の定期的な確認を行い、継続的に計画を改善して、最新性や正確性の維持を図っていく。

- データセンターの要件に耐震対策、漏水対策、火災対策を入れ、また大規模停電時においても、サーバ室設備への電力供給が停止しないよう措置しているデータセンターを選ぶことで、影響を最小限に抑えるよう努める。
- 防災行政無線のデジタル化に伴い、高性能スピーカーの導入による強化を図るとともに、ラジオ、電話での自動応答サービス、メールでの取得を可能とする。その他、防災アプリや X、LINE 等 SNS からの情報発信を行うなど幅広い手段を確保し推進を図る。(1-5再掲載)

## 事前に備えるべき目標5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。



### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 脆弱性の評価

#### 1 【経営者への防災意識の啓発】(産業振興課)

- 区内には2万を超える事業所が集積しており、多種多様な経済活動が営まれている。減災や発生後の経済活動の速やかな再開のためには、日頃から事業所ごとの自主的な対策が重要である。特に、経営者の防災意識を高め、様々な危機リスクを想定した、日ごろからの準備を促進していくことが必要となってくる。

#### 2 【事業所内防災管理体制の促進】(産業振興課)

- 災害に備え、事業所の防災管理体制を整備し、様々な危機リスクを想定した、日ごろからの準備を促進していくことが必要となってくる。
- 近年急速な発展が進んでいる ICT の活用は、企業の生産性向上に資するのみならず、サプライチェーンの維持や、災害により対応せざるを得な



いビジネススタイルの転換にも、重要性が高まってきている。災害リスクも想定した、区内中小企業の ICT の導入の促進を図っていく必要がある。

- 発災後の経済活動の速やかな再開のためには、緊急対応のための資金調達をはじめ、サプライチェーンの再構築、新たな販路開拓などといった、経営課題に適切に対応していかなければならない。相談できる支援機関がない中小企業などに対して、ビジネス支援ネットワークを活用した、様々な専門家によるアドバイス支援を速やかに実施していく必要がある。

#### 推進方針

##### 1 【経営者への防災意識の啓発】（産業振興課）

- 区内中小企業の経営者等に対し、経営のリスク管理に対する普及・啓発活動を行い、区内事業者の危機管理能力の向上を図る。特に、災害時のリスク軽減や、災害発生後の速やかな事業復旧を促進していくための、BCP（事業継続計画）については、継続してその意義や必要性を発信していく。

##### 2 【事業所内防災管理体制の促進】（産業振興課）

- 区内中小企業に対し、災害時のリスク軽減や、災害発生後の速やかな事業復旧のための BCP（事業継続計画）策定に関する助成を行うことで、区内中小企業の BCP 策定を促進していく。
- 区内中小企業の ICT 等導入の普及啓発を図るとともに、先端技術の導入の支援を進めていくことで、災害に強い中小企業の経営基盤の整備を促進していく。
- 災害発生後に速やかに、区内中小企業が専門家に相談できる窓口を開設し、経済活動の再開を支援していく。
- 災害発生後に速やかに、創業支援施設としての機能を再開し、地域産業の回復の一助としていく。

#### 5-2 食料等の安定供給の停滞

##### 脆弱性の評価

##### 1 【受援体制の構築】（危機・災害対策課）

- 災害時の他自治体から確実に支援が得られるよう姉妹友好都市との相互応援協定を締結しているが、区民等へ安定した物資供給を行うため、更なる連携体制の構築が必要である。

## 2【備蓄の啓発】（危機・災害対策課）

- 災害発生直後のライフラインの途絶や物流の機能停止に備え、日頃からの備えとして区民に備蓄等の確保を働きかける必要がある。

### 推進方針

## 1【受援体制の構築】（危機・災害対策課）

- 姉妹友好都市に加え、連携都市と災害時協定を締結し、幅広い連携体制を進めていく。
- 国が実施する物資支援は、プッシュ型支援に加え、「物資調達・輸送調整等支援システム」活用して、被災自治体の要望した物資を支援していくこととしている。国が行う訓練等に参加し、円滑に支援を受けられるよう連携を進めていく。

## 2【備蓄の啓発】（危機・災害対策課）

- 区民等に向け訓練、防災講話、防災関連イベント等の機会に、ローリングストックなどを紹介し、最低3日（できれば1週間分）の備蓄品を用意するよう働きかけを進める。

**トイレが使えなくなることを想定し、準備を進めよう。**  
トイレを準備することによる避難生活や被災生活の軽減を図ります。

**購入希望の商品をハガキまたはFAXでお申込みください。**  
お申込みの受付は令和6(2024)年7月31日(金)夜間までとさせていただきます。

**防災用品専用注文ハガキ**

No.	品番	品名	単位	数量	小計金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合計金額					円

**防災用品 あっせんのご案内**  
災害用トイレに特化した防災用品です。

**防災用品**  
家具を固定する防災用具の設置で落下・転倒によるケガを防止しましょう。

**地震時の進電火災防止に感電ブレーカー**  
感電火災とは一瞬間による停電が原因で発生した際、屋内外の配線箇所や使用中であった電気ストーブ等の電気器具が過熱・発火し起こる火災のこと。感電・感電火災対策として感電ブレーカーが有効です。

**感電ブレーカー**  
感電火災防止に有効な感電ブレーカーです。感電ブレーカーは、感電による停電が原因で発生した火災を防止する効果があります。

## 防災用品あっせんのチラシ

## 事前に備えるべき目標6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。



### 6-1 ライフラインの長期間にわたる供給停止

#### 脆弱性の評価

- 1 【ライフラインの確保】（危機・災害対策課、道路管理課、公園課）
- 電気、ガスの停止により自家発電装置の安定運用が必要となる。
  - 災害時に区民に必要な生活水の確保が必要となる。
  - 送電線の断絶等による長期に渡る大規模な停電の発生に備え、早期の復旧が図れるよう対策を講じる必要がある。
  - 夜間に災害が発生し商用電力が供給されない場合、暗闇の中で公園等の一時集合場所がわかりづらく、避難が困難になる。
  - 道路には多くのライフラインが設置されており、災害後のライフラインの復旧には道路と民有地の境界が明確であることが必要である。

#### 推進方針

- 1 【ライフラインの確保】（危機・災害対策課、道路管理課、公園課）
- 関係団体と締結している協定の実効性を高めるため、定期的な確認・調整を行っていく。
  - 水道局と連携しスタンドパイプ等資器材を活用した水の供給を速やかに行えるよう訓練を実施するとともに、防災用井戸の整備や維持を図っていく。
  - 大規模停電に備え、東京電力との協定に基づき早期の電力復旧を図れるよう連携に努めていく。
  - 避難促進のための公園等の一時集合場所へのソーラー照明設置が完了したため、今後、夜間停電時に着実に点灯できるようバッテリー交換等の維持管理を実施していく。
  - 道路と民有地との境界を明確にするため平常時から地籍調査を進める。

**脆弱性の評価**

## 1 【交通手段の確保】（危機・災害対策課、交通対策課）

- 発災時は、建物の倒壊や道路の損傷に伴い、車両の通行ができなくなるほか、被災に伴い、運転士や車両の確保、燃料の補充などが困難となり、「めぐりん」の運行がストップする事態が想定される。  
「めぐりん」は高齢者、障害者、子育て世帯などの区内移動を支援するものであり、区民等の生活基盤の一部となっていることから、道路等が復旧した際に、速やかに運行を再開できるようにする必要がある。
- 災害発生時には交通機関の停止により、帰宅困難者の発生など混乱が生じることが懸念されているが、帰宅困難者に向けた正確な情報伝達が図れるよう連携を進めていく必要がある。

## 2 【避難・救急活動・物資輸送経路の確保】（危機・災害対策課、土木課）

- 高齢者、障害者等を含めたすべての人が迅速に避難することができるようにするとともに、救急活動、物資輸送が実施できるよう閉塞状態となった道路への啓開体制を強化する必要がある。
- 大規模地震や大型台風等の自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるため、無電柱化の推進が必要である。
- 災害時において、安全に避難ができるように、橋梁を常に良好な状態に維持することが必要である。

**推進方針**

## 1 【交通手段の確保】（危機・災害対策課、交通対策課）

- 「めぐりん」の運行については、平時から、運行事業者との緊急連絡体制やBCPの整備について協議を行い、災害発生時の対応に備えていく。  
また災害時における区内及び運行事業者の被災状況を踏まえ、病院と区有施設間の往復運行などについて協議を行うほか、運行情報をきめ細かく発信する体制の構築を図っていく。
- バスや鉄道事業者と日頃からの連携を進め、災害時の情報共有を図っていく。

## 2【避難・救急活動・物資輸送経路の確保】（危機・災害対策課、土木課）

- すべての道路利用者が安全に通行できるよう平常時から道路を良好な状態に維持する。
- 民間企業との道路啓開に関する協定に基づき、訓練等を実施し連携体制の充実を図る。
- 災害時における電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ、避難や救急活動、物資輸送経路の確保を図るためにも無電柱化を推進する。
- 橋梁の定期点検を実施し、損傷や変状を早期に発見して適切な措置を行うことで、橋梁の機能維持に努める。損傷等の度合いによっては橋梁の架け替えを検討し、橋梁を良好な状態に保全し、災害時の利用者の安全性の確保を図る。



台東区内の無電柱化された道路

## 事前に備えるべき目標7

制御不能な二次災害を発生させない



### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### 脆弱性の評価

#### 1 【不燃化促進・活動困難区域解消】（建築課、地域整備第一課、第二課、第三課）

- 密集住宅市街地や準防火地域または新たな防火規制内の地域（密集住宅市街地は除く）において、地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物等への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。袋路状道路や狭あい道路が多く、二方向避難の確保、消防車等の進入や活動が困難である。（1-1再掲載）
- 道路は、区民等が安心して安全に暮らしていくうえで、重要な役割を担っている。しかし、区内には幅員4メートル未満の狭あい道路が多く存在し、日照・通風等の確保が難しいといった住環境の面だけでなく、地震や火災などの災害時や緊急時の消火活動や避難・救急活動に支障を及ぼし、火災の延焼を助長するなどのおそれがある。（1-1再掲載）

#### 2 【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】（危機・災害対策課）

- 地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。特に阪神・淡路大震災や東日本で発生した火災の6割以上が電気に起因する火災とされており、停電が復旧した際に起きる通電火災を防ぐ必要がある。（1-1再掲載）
- 首都直下地震が発生し自宅が倒壊した際、避難所での生活が余儀なくされる。その際に避難所の立上げ時には避難者間の衝突・混乱が予想される。町会を中心とした地域コミュニティの強化および区や防災機関との連携が必要となる。（1-1再掲載）

#### 推進方針

#### 1 【不燃化促進・活動困難区域解消】（建築課、地域整備第一課、第二課、第三課）

- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、老朽建築物の除却または建替後の建築物を耐火建築物等または準耐火建築物等により、建

建築物の不燃化を促進していく。また、道路用地や公園用地を取得し、道路の拡幅整備やオープンスペースの整備をしていく。(1-1再掲載)

- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、地域住宅計画に基づく事業により、建築基準法の規定よりも耐火性能を向上させた建築物の整備を促進していく。(1-1再掲載)
- 谷中地区地区計画を通じ、敷地の細分化防止や高さの制限、ブロック塀の制限等の規制をかけ、住環境の向上を図っていく。また、主要生活道路の拡幅を行うことで、延焼の防止や緊急車両の通行改善など、大地震やその後の火災発生を想定した地域の防災性向上を図っていく。加えて、既存のまち並みの維持保全にも配慮しつつ、地区の特性等に応じたまちづくりを推進する必要があるため、新たな景観誘導策を用いて、谷中の美しい歴史的風土を維持していく。(1-1再掲載)
- 地域が中心となるまちづくり協議会等の場において、地区全体のまちづくりの目標や各分野別方針に基づき協議を行い、防災力向上の機会を提供していく。また、防災訓練において、初期消火訓練や防災講演会等を地域住民や消防署と連携して実施し、区域全体での防災意識向上の機会を提供していく。(1-1再掲載)
- 不燃領域率の低い地域を対象に、建替え支援事業を実施する。これにより老朽木造建築物から耐火建築物等または準耐火建築物等への建替えを促進することで、大規模な地震等による火災時の延焼防止を図り、災害に強いまちづくりを推進する。(1-1再掲載)
- 安全・安心なまちづくり、良好な住環境の形成の早期実現のため、整備支障物件の除去等に要する費用の助成や整備用地の舗装等を行い、狭あい道路整備を推進する。(1-1再掲載)

## 2【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】(危機・災害対策課)

- 全町会へのスタンドパイプ等の消火資器材を配備するとともに、消火資器材を活用した初期消火訓練を実施し、地域の初期消火体制の強化を図っていく。(1-1再掲載)
- 発災時の電気を起因とする火災を防ぐ感震ブレーカーの普及啓発を図り、防火体制の強化を図っていく。(1-1再掲載)
- 各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による訓練指導や防災出前講座を実施し、区と区民及び防災機関との連携強化を図り、地域の防災力向上を図っていく。(1-1再掲載)

## 7-2 風評被害等による経済等への甚大な影響

### 脆弱性の評価

#### 1 【観光客誘致・情報発信の推進】（観光課）

- 発災後、台東区の魅力をアピールできるような映像のメディア発信量が社会全体で減少し、また観光スポットである台東区は、被災状況などをメディアが報じやすい環境にあり、観光客が大幅に減少する可能性があることから復興等のアピールが必要となる。
- 発災後、メディアや旅行会社等向けの文化体験型ツアー等の提供機会が無くなる可能性があり、観光プロモーションの機会の創出が必要となる。

### 推進方針

#### 1 【観光客の誘致・情報発信の推進】（観光課）

- 災害の状況に合わせて、フィルム・コミッションによりメディアの発信力を活用することで、台東区の魅力や安全性を国内外にアピールし、復興後の観光客の誘致を図る。
- 災害の状況に合わせて、文化体験型メニューの情報提供を再開することで、復興後の観光客の誘致を図る。
- 観光ウェブサイトや SNS を活用し、災害の状況に合わせた観光客向けの情報を発信することで、復興後の観光客の誘致を図る。また、災害の状況に合わせて、戦略的な観光プロモーションを行うことで、復興後の観光客の誘致を図る。



## 事前に備えるべき目標8

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。



8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p><b>脆弱性の評価</b></p> <p>1 【災害廃棄物処理方法の確立】（清掃リサイクル課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時、被災した区民の排出する生活ごみや損壊家屋の撤去等により排出される災害がれき、住居の片づけを行う際に排出される片付けごみなどを分別し、速やかに処分する必要があり、その処理方法については計画的に処分を行う必要がある。</li> </ul> <p><b>推進方針</b></p> <p>1 【災害廃棄物処理方法の確立】（清掃リサイクル課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台東区災害廃棄物処理計画に基づく発災時の計画的な処分を行えるよう区内体制を確立するとともに、都や清掃一部事務組合と連携を図っていく。</li> </ul>	

8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p><b>脆弱性の評価</b></p> <p>1 【復興体制の構築】（危機・災害対策課、都市計画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区の復興体制は災害対策本部条例により区内体制が定められているが、早期復興を行えるよう事前の備えを行う必要がある。</li> </ul> <p>2 【罹災証明の発行体制の構築】（危機・災害対策課、区民課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時、倒壊した家屋について応急復旧期・復興期における住家被害認定調査・罹災証明発行・被害者台帳作成により、速やかに生活復興を行う必要がある。そのため、被災者生活再建支援業務に従事する職員の確保が必要となる。</li> </ul>	

### 推進方針

- 1 【復興体制の構築】（危機・災害対策課、都市計画課）
  - 台東区震災復興マニュアルを活用した訓練等により職員の育成に努めていく。
- 2 【罹災証明の発行体制の構築】（危機・災害対策課、区民課）
  - 被災者生活再建支援システムの導入を行うとともに、住家被害認定調査に必要な物品は確保できている。罹災証明は区民生活を支援する基となるものであることから、遅滞なく適切に対応できるよう研修等の実施により職員の育成に努めていく。

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性の評価

- 1 【地域コミュニティの構築・推進】（危機・災害対策課、生活安全推進課、人権多様性推進課、住宅課）
  - 災害時には様々な混乱が生じ、住民同士の協力に基づく災害活動が弱まる可能性がある。日頃から顔の見える関係の構築が必要となる。
  - 災害時には家屋の損壊、倒壊により避難所等へ避難する者が多くなることから、地域全体の防犯力が低下する恐れがあり、平常時からの防犯に向けた取組が必要となる。
  - 首都直下型地震が発生し自宅が倒壊した際、避難所での生活が余儀なくされる。その際に避難所の立上げ時には避難者間の衝突・混乱が予想される。町会を中心とした地域コミュニティの強化および区や防災機関との連携が必要となる。
  - マンション、マンション所有者、及びマンション居住者が被災した場合、管理組合の理事会、総会等の開催自体や、開催できても各自の被災状況の違いにより、合意形成を図ることが困難になることで、適正な管理を行えなくなることが懸念される。
  - 区内に在住する外国人は増加傾向にあるが、国籍や民族が異なる人々が、地域の構成員として共に生きていける地域づくりを推進する必要がある。

### 推進方針

- 1 【地域コミュニティの構築・推進】（危機・災害対策課、生活安全推進課、人権多様性推進課、住宅課）
  - 地域コミュニティの強化のため、防災訓練や防犯パトロールなどに参加を呼びかけ、日頃からの顔の見える環境づくりに取り組んでいく。
  - 地域で設置する防犯カメラの運用を進め、平常時からの防犯設備の整備を進めていく。
  - 各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による訓練指導や防災出前講座を実施し、区と区民及び防災機関との連携強化を図り、地域の防災力向上を図っていく。特に避難所単位の防災訓練では組立式トイレの設置・スタンドパイプの設置等、ライフラインの確保に必要な資機材の使用方を訓練している。また、高層住宅や外国人への対応など、新たな災害時の課題についても対策を進めていく。
  - マンション管理組合に対し、管理・修繕相談員派遣による管理規約作成支援や専門家による管理組合運営や大規模修繕等についての相談会等を開催し、マンション内の管理組織への支援を行う。
  - 外国人のための日本語教室や外国人との交流事業を実施し、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域社会の実現を図っていく。

## 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 脆弱性の評価

- 1 【橋梁の安全確保】（土木課）
  - 凌雲橋は、JR 山手線や京浜東北線など複数の線路上を跨ぐこ線橋であるとともに、上野公園への避難経路でもある。落橋した場合、交通機能への影響は甚大であり、根岸・入谷地区からの避難経路も遮断されるため、大規模地震等にも耐えうる本橋の安全性を確保する必要がある
- 2 【輸送経路の確保】（交通対策課、道路管理課）
  - 緊急輸送道路等の損傷に伴い物資輸送の遅延も想定されることから、水上ルートなど複数の手段を確保する必要がある。（2-1再掲載）
  - 損壊した緊急輸送道路等を早期に復旧するには、道路区域の境界が明確である必要がある。

## 推進方針

### 1 【橋梁の安全確保】（土木課）

- 老朽化した凌雲橋を架け替えることにより、通学路及び災害時の避難経路等である本橋について、大地震等にも耐えうる安全性の確保を図る。

### 2 【輸送経路の確保】（交通対策課、道路管理課）

- 防災船着場としての機能を常に維持し、災害発生時には河川管理者である都と連携し緊急利用に対応できるよう体制を整える。（2－1再掲載）
- 境界標等が亡失しても官民境を復元することが可能である地籍調査を平常時から進める。

台東区国土強靱化地域計画

---

令和6年3月

編集 東京都台東区危機管理室危機・災害対策課  
〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号  
電話 03(5246)1111(代)

---

令和5年度登録第98号

